別表の二の三の項中「二の三」を「二の四」に、「第百七十五条第一項第一号」を「第百七十五条第一項各号列記以外の部分」に、「医療機器販売業」を「医療機器の販売業」に、「賃貸業に」を「貸与業に」に、「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改め、同項第四号中「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同表の二の四の項中「二の四」を「二の五」に、「第百七十五条第一項第二号」を「第百七十五条第一項第一号」に、「医療機器販売業」を「医療機器の販売業」に、「賃貸業に」を「貸与業に」に、「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同表の二の五の項中「二の五」を「二の六」に、「第百七十五条第一項第三号」を「第百七十五条第一項第二号」に、「医療機器販売業」を「医療機器の販売業」に、「賃貸業に」を「貸与業に」に、「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に、「賃貸業者」を「貸与業者」に改め、同項の次に次のように加える。

二の七	規則第百七十五条第一項第三号に規定する講習（プログラム特定管理医療機器関連）	六時間

一	医療機器の販売業及び貸与業に関する医薬品医療機器等法の規定
二	医療法、工業標準化法、製造物責任法その他関連法令
三	流通におけるプログラム特定管理医療機器の品質確保
四	医療現場における販売業者及び貸与業者の役割
五	販売倫理と自主規制

別表の三の項中「薬事法」を「医薬品医療機器等法」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第三十七条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一表一薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同表薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）の項を次のように改める。

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）	第十三条第一項の規定による帳簿の備付け
	第十三条第三項の規定による帳簿の保存
	第十四条第三項（第百十二条及び第百十四条の八十三第二項において準用する場合を含む。）から第五項までの規定による書面の保存
	第九十八条の二第三項（第九十八条の三及び第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
	第九十八条の二第四項第五号（第九十八条の三及び第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告
	第九十八条の二第五項第二号（第九十八条の三において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
	第九十八条の二第六項（第九十八条の三及び第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存

第九十八条の二第七項（第九十八条の三及び第九十八条の四において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
第九十八条の六第三項（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
第九十八条の六第四項第五号（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告
第九十八条の六第五項第二号（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
第九十八条の六第六項（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
第九十八条の六第七項（第九十八条の七において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
第百四条の規定による記録、書類等の保存
第百七条の規定による帳簿の備付け及び保存
第百十四条の六十一第三項（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
第百十四条の六十一第四項第五号（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告
第百十四条の六十一第五項（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
第百十四条の六十一第六項（第百十四条の六十二及び第百十四条の六十三において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
第百十四条の六十五第三項（第百十四条の六十六及び第百十四条の六十七において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
第百十四条の六十五第四項第五号（第百十四条の六十六及び第百十四条の六十七において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存及び報告
第百十四条の六十五第五項（第百十四条の六十六及び第百十四条の六十七において準用する場合を含む。）の規定による契約書の保存
第百十四条の六十五第六項（第百十四条の六十六及び第百十四条の六十七において準用する場合を含む。）の規定による文書の保存
第百十四条の七十四の規定による記録、書類等の保存
第百十四条の七十七の規定による帳簿の備付け及び保存
第百三十条第三項の規定による帳簿の保存
第百三十七条の六十一第三項の規定による契約書の保存